

商業独占について

——とくにその独占概念にかかわって(その1)——

三 谷 真

〔1〕

1973年の第一次石油ショック以降、わが国の小売業界は新たな小売環境に対応すべく新たな経営戦略を展開することを余儀なくされてきた。⁽¹⁾とくに、大規模小売業においては、「高度成長との訣別＝低成長経済への移行認識を踏まえ、従来の単純な量的拡大政策を放棄し、長期的に予想される個人消費の伸び率鈍化のもとで安定した収益を計上しうる企業体質の構築」⁽²⁾が経営戦略の柱となった。いわゆる減量経営なる戦略がそれにあたる。スーパーなどで正規の従業員に代って大量のパート従業員が採用され始めたのがこの頃からであった。

(1) スーパー・ダイエーが三越百貨店の売上高を追い抜き、小売業の第一位に就いたのが1972年、これ以後、総合スーパー・チェーンが小売業界のトップに立つようになる。1984年時点では、ダイエー、イトーヨーカ堂、西友ストア、ジャスコ、ニチイがベスト5を占めている。都市百貨店を核とした百貨店の一元的な支配体制からスーパーと百貨店との二元的支配体制が確立したのである。中野安「現代日本資本主義と流通機構」(『講座現代日本の流通機構』第3巻、第一章、大月書店、1983年)、12ページ。

(2) 中野安「80年代小売業再編成の基本的性格」(『季刊経済研究』第4巻、第1号)、52ページ。

巨大スーパーや巨大都市百貨店はこの新しい経営戦略の主要な環として、カネ・モノにおける企業間相互の緊密な関係をうち立てるために、中規模スーパーおよび地方百貨店をまき込んだ形で提携、合併・系列化をくり返すことになる。⁽³⁾この小売業界での再編成過程が80年代以降も続いていることは言うまでもないだろう。

こうした中で、公正取引委員会は81年の九州ダイエーとユニードの合併問題を契機として、「小売業における合併等の審査に関する考え方」(以下、「考え方」)なるものを作成・公表した。「考え方」は、「重点審査案件の選別基準」と「一定の取引分野」についての二部から成り、前者において同一業態内での一社集中度が25%以上を(地域)小売寡占と見なして重点的に審査することとなっている。通産省は、「考え方」の案が出された段階でいち早く公取委の見解に反論を加えたが、それ以後も、とくに上述の業態内集中度の問題や小売業における一定の取引分野をめぐる問題について種々の批判が「考え方」⁽⁴⁾に対してなされている。

九州ダイエーとユニードの合併は審査の対象とはなったものの、結果は否認されることなく実現されている。また、叙上のように内容的には種々の批判があるとしても、この公取委による「考え方」の作成は、「いわゆる流通

(3) 詳しくは、中野安、前掲論文、および「低成長経済と巨大スーパーの動向」(『季刊経済研究』第2巻、第3号)、また、前掲書、第3巻、前田重朗「百貨店の再編成」(第四章)、中野安「スーパーの急成長と流通機構」(第五章)を参照。さらに、巨大小売企業の新たな成長戦略は、外食、金融といったサービス分野への進出のように、多様化していることに注意しなければならない。このことについては、中野安「巨大小売企業のサービス分野への進出」(『季刊経済研究』第7巻、第2号)を参照。

(4) 例えば、田村正紀「小売業における地域寡占問題」(『季刊消費と流通』, Vol. 5, No. 4)。また、上野光平氏は公取委による「全国的総合量販業者」という概念の導入を高く評価すべきであるとしながらも、同時に「考え方」の限界を指摘している。上野光平「小売業成長の論理と独禁法」(同上誌, Vol. 5, No. 4)。なお、独禁禁止法上の「一定の取引分野」についての批判的検討は、石原武政「流禁政策論——競争概念を中心として——」(田村・石原編『日通独本流通研究の展望』, 千倉書房, 1984年)を参照。

再編成の進展、大規模小売業の形成という新しい環境に呼応する形で、競争政策は初めて小売寡占の問題に動いた⁽⁵⁾という意味で、近年の流通系列化に対する独禁政策の展開と並んで、流通独禁政策への積極的な取り組みを示したものとして評価することができるだろう。

ただし、競争政策上、小売寡占問題が従来あまりとりあげられなかったというのは理由がないわけではない。というのは、大規模小売業については「百貨店法（第二次）」、「大規模小売店舗法（改正されたものを含む）」などによって一定の制限が加えられているからである。それらの立法は、実質的にはともかく形式的には独禁法を補完するものとしての位置付けを与えられてきたのである。⁽⁶⁾この点で、小売企業の合併に対しては早くから反トラスト法上の規制が確立していた米国と、80年代に入ってようやく小売寡占問題にとり組もうとしているわが国とは好対照をなしている。⁽⁷⁾

ところで、小売寡占は商業資本論⁽⁸⁾においては商業独占として論じられてい

(5) 矢作敏行「小売商業の競争と合併規制（上）」（『流通産業』1982年、No. 2）、12ページ。

(6) 独禁法と百貨店法との関係については、拙稿「戦後百貨店法とその制定過程をめぐる問題について」（『関西大学商学論集』第28巻、第5号）、46-49ページ。戦前、戦後ともに百貨店対中小小売商という認識のもとで百貨店法は制定されたのであるが、とくに戦後のばあいは独占禁止法との関わりが意識されていた。第一次百貨店法が廃止されたのも、独禁法による規制が可能だと判断されたからである。しかし、結果は、独禁法による規制ができなかったために百貨店法の復活がなったのである。この点については、小売寡占という現象を認めつつも独禁法による規制を不可能であると判断して百貨店法を復活させたとみるか、小売寡占という認識はなかったとみるのかは議論の分かれるところであろう。

(7) このことについては、矢作敏行、前掲論文（上）（中）（下）（前掲誌、1982年、No.2、No.3、No.4）に詳しい。

(8) ここで念頭においているのは森下二次也氏によって体系化された商業資本論である。具体的には『現代商業経済論』（有斐閣、1955年、および改訂版、1977年）である。田村氏によれば、それは「商業資本論パラダイムによる流通システム研究」ということになる。田村正紀・石原武政編『日本流通研究の展望』（千倉書房、1984年）、4ページ。そこでは、従来の流通研究は「古典的配給論パラダイム」、「商業資本論パラダイム」、「流通論パラダイム」の3つに類型化されて論じられている。

る。そこでは、産業独占の形成と同じ論理で商業独占の形成が説かれている。ダイエーやイトーヨーカ堂といったスーパー・チェーン、あるいは三越や高島屋といった百貨店はこの商業資本論における商業独占にそのまま該当するのであろうか。もし、そういった大規模小売業が商業独占であり、小売寡占体制を形成しているとするならば、大規模小売業は独禁政策上重要な対象となるだろう。しかし、他方では、大規模小売業（とくにスーパー・チェーン）を生産寡占に対する対抗力としてとらえ、それらに対する独禁政策上の公共的規制は慎重でなければならないとする議論もある。⁽⁹⁾したがって、問題は、現代の巨大小売業を商業独占とみるのかどうか、もし商業独占だとするならばそのメルクマールは何なのかということになるだろう。⁽¹⁰⁾

(9) 田村正紀「スーパーマーケット・チェーンの生産寡占対抗力」(『調査時報』第23巻, 第2号, 1981年)。23ページ。さらに、田村氏は次のように指摘している。「市場支配力をもち、それを行使しているというだけでは独禁政策上の有効な基準ではない。問題は誰にむかってどのような目的でその勢力が使われているかである、というガルブレイスの警告をわれわれも留意すべきであろう。」(強調は引用者による) 同上, 23ページ。

(10) 例えば、小売業における売上高の上位集中度をみてみると、上位100社の集中度は、1972年—19.4%、74年—21.9%、76年—20.0%、79年—19.8%、82年—19.6%、83年—20.1%となっている。上位200社では、1974年—25.2%、76年—23.3%、79年—23.5%、82年—23.6%、83年—24.3%である。(以上の数字は日本経済新聞社『流通経済の手引』1985年版による。) また、8大小売企業グループ(ダイエー系、西武流通系、イトーヨーカ堂系、ジャスコ系、東急流通系、ニチイ系、大丸系、高島屋系)の売上高の比率は、1980年で12.89%、1983年度で13.84%となっている。詳しくは、中野安「80年代巨大小売企業の歴史的位罫」(橋本勲還暦記念論文集『流通構造とマーケティング・チャネル』ミネルヴァ書房、1982年に所収)、98~107ページ。こうした売上高の集中度が、そのまま直接に商業独占を示しているとは思えないが、中野氏が指摘するように、「小売業の産業的特殊性を考慮するならば、この数値はけっして低いとはいえないであろう」ことは疑いえない。(同上論文、107ページ)。小論との関わりで言えば、後述するように、この中野氏の言う「小売業の産業的特殊性」と商業独占(とくにその独占の意味すること)との関係こそが商業独占論において問われなければならないのである。

その際、まず第一に検討されねばならないことは、そもそも商業独占とは何であり、いかに形成されるのかということ、すなわち、小売寡占論の核となるべき商業独占論そのものの論理体系であることは言うまでもないであろう。とくに、商業独占に産業独占と同じ経済学上の位置付けを与えようとするならば、「それ（商業独占——引用者）が産業独占と同様な意義をもちうるかどうか、あるいは産業独占と同様な方法によって解明されうるものかどうか⁽¹¹⁾」が問われねばならないだろう。したがって、「商業独占が、独占としての規定をもちながら、産業独占と異なるものとするならば（あるいは、同じものであるとするならば——引用者）、それはいかなる意味において独占であり、いかなる根拠によって成立するのか⁽¹²⁾」を明らかにすること、すなわち、商業独占の独占概念の再検討が重要な課題となる。そうすることによって始めて、商業独占論は独禁政策における小売寡占対策の理論的な支柱となることができるであろう。

小論では、以上のことを踏まえて、商業資本論における商業独占について、とくにその独占概念を中心に考察をおこなってみたい。

[2]

まず、商業資本論における商業独占化の論理をみてみよう。

競争が自由競争から独占へと変容することによって、資本主義は産業資本主義から独占資本主義へ、あるいは自由競争段階から独占段階に移行する。自由競争から独占への転化は産業資本における独占＝産業独占を生み出したのと同じように、商業資本における独占＝商業独占をも生み出すのである。

商業独占を生み出す第一の契機は商業資本の大規模化である。競争は資本の集積・集中をもたらすが、商業資本もこの例外ではない。商業資本間の競争がもたらすこの集積・集中こそが商業資本大規模化の基礎となる。

(11), (12) 山中豊国「商業独占」(森下二次也監修『商業の経済理論』ミネルヴァ書房、1976年に所収)、204ページ。

商業資本の集積・集中は独占段階において始めてみられるものではなく、すでに自由競争段階からあらわれる傾向であるが、産業独占の成立がこの過程をさらに促進させることになる。すなわち、「それ（生産と生産的資本の集積・集中——引用者）は、直接的には大量生産によって商業資本の大量購買を要請するとともにそれを可能にするのみならず、間接的には大都市を出現させそこに巨大な人口を集中させることによってその大量販売のための条件を準備する。商業資本が本来的にもっている大規模化の有利性のうえにこれらの決定的な事情が加わって商業資本の集積集中をいよいよ促進し、競争をつうじてそれが実現されていくのである。」⁽¹³⁾

売買の集中・社会化の原理によって自立化した商業資本にとっては、大規模化は本来的なものなのであり、しかも、産業独占による大量生産にも見合うものなのである。その意味で、「商業大規模化は一方では商業資本そのものの本性であり、他方においては社会的にも要求される形態」⁽¹⁴⁾であると言えよう。

資本の集積・集中に基づいて大規模化した商業資本は、超過利潤獲得をめぐる競争において優位に立つが、つねに安穩としていられるというのではない。第一に、大規模化した資本どうしの競争の激化によって、例えば膨張した売買費用のためにいつ超過利潤を失うかわからない。また、競争がなくなっているというわけではないから、その優位性はいつくずされるかもしれないのである。そうした不安定さを防ぐために、大規模化した資本はさらに多くの資本を必要とし、さらに多くの資本を固定化させなければならなくなる。こうして、資本蓄積を加速度的に促進することが大規模資本の至上命令となる。しかし、それには自ずから限度がある。この限度を認識した時、大資本のとるべき道、あるいはとれる道はただひとつしかない。すなわち、競争の排除である。

(13) 森下二次也，前掲書，改訂版，252ページ。

(14) 岡田千尋「小売商業独占化の一分析」（『彦根論叢』，第222・223号），369ページ。

かくして、「その優越した地位をまもるために最大限利潤を要求し、この要求を実現するために自由な競争を制限し排除するための何等かの手段をとりはじめたとき、巨大企業はもはや単なる資本の集積集中の結果としての巨大企業ではない。それは自由競争の産物でありながら自由競争を制限し、排除するところの独占商業資本に転化している。⁽¹⁵⁾」商業独占の成立である。

ところで、この「いわば個々の商業資本の競争排除から形成される商業独占」は、その端緒の形態であり、真の商業独占なるものは、「これらの諸資本がさらにその独占を強固なものにするために連合を結び、あるいは資本的に結合するにいたったとき、はじめてあらわれる」⁽¹⁶⁾のである。いずれにせよ、競争の制限や排除に成功した巨大商業資本こそが商業独占に転化するのである。

以上のように、資本の集積・集中による大規模化から競争の制限あるいは排除へという論理によって商業独占の形成は説かれている。そこでは、当然のことながら、独占は市場における競争の制限・排除に関係づけられている。それは、産業独占の形成の論理と何ら異なるところではありえない。問題は、この競争の制限・排除について、それをより精緻に理論化していくことであろう。そのためには、何よりも、独占の概念を与えてくれる産業独占の形成についての考察に進まねばならない。が、その前に、商業資本論における商業独占論の位置について触れておこう。

商業資本論においては、資本主義経済は自由競争段階と独占段階の2つの段階に区分されて、それぞれの段階における商業資本について論じられている。⁽¹⁷⁾この段階区分は、すでに述べたように、競争の変容——自由競争から独

(15) 森下二次也、前掲書、改訂版、254ページ。

(16) 同上、257ページ。

(17) 田村氏によれば次のようになる。「商業資本論パラダイムにおける理論問題は、資本制商品流通の全体構造（形態）、つまり全体的流通構造の発展法則を明らかにすることである。資本制商品流通を自由競争段階と独占段階の2つの段階に分けて、両段階における全体的流通構造の比較分析を発展論的に展開すること、これが商業資本論パラダイムの基本的理論課題である。資本制商品流通の全体構造

占への転化という認識にもとづいたものであった。この段階移行を歴史的なものとしてとらえるか、あるいは理論的（範ちゅう的）なものとしてとらえるかは論者によって異なるところではあるが、資本主義、とくに現代の資本主義の認識と分析方法に直接かかわる大きな問題である。その認識のありよういかんで、商業独占の規定も違ったものになる。とくに、理論の現実への適用にかかわって言うならば、自由競争段階から独占段階への移行をそのまま現実分析へ直接無媒介に適用する方法では、現実の豊富なバリエーションを十分に理論にとりこめないであろう。そのことは、また、理論と現実とのかい離をどうとらえ、どう処理するかという問題に帰着するが、すでに小論の範囲を越えている。

商業独占が独占段階で論じられるのは言うまでもない。まず、独占段階における商業資本の量的変化（膨張と収縮）が述べられ、次に商業資本の排除について述べられる。商業独占は続く商業資本の質的变化のところできりあげられている。⁽¹⁸⁾ 独占段階の商業資本の質的变化とは独占化と従属化であり、前者は「主として商業資本相互間の発展」を意味し、後者は「主として商業資本と産業資本との間の関係」⁽¹⁹⁾を意味している。商業独占の形成はこの独占化にほかならない。

に焦点をあてながら、自由競争段階と独占段階のそれぞれにおいてある特定の全体構造がなぜ発生するのか、そしてそれらはどのような流通成果を生み出すのかを問うこと、これがこのパラダイムのねらいであった。」田村・石原編、前掲書、4ページ。

(18) 森下二次也、前掲書では次のような構成になっている。

第二部 独占段階の資本主義的商業

第六章 商業資本の量的変化

第七章 商業資本の排除

第八章 商業資本の質的变化

第九章 配給過程の成立

さらに、第八章は、一、商業独占の形成、二、独占商業資本の役割、三、商業資本の従属化、四、商業資本の系列化、五、小商人という編成になっている。

(19) 同上、251ページ。

本稿では、商業独占の形成にのみ焦点をあてているが、商業資本論ではさらに独占商業資本の役割について論じられている。そこでは、産業独占と銀行独占との関係が完成された形態の商業独占として説かれているのである。それは、ヒルファディング流の銀行独占、産業独占および商業独占の三位一体による金融独占資本の形成として展開されることになる。系譜的にみれば、商業独占を『資本論』の延長線上で最初に体系化したのはヒルファディングであり、⁽²⁰⁾ その後の商業独占論がこのヒルファディング流の商業独占論に多かれ少なかれ影響を受けているのは、ある意味では当然のことである。が、ヒルファディングの関心は、もっぱら独占資本主義段階の支配的な資本の存在様式である金融資本の解明にあり、商業独占もその限りで論じられているのである。とくに、産業独占との関わりにおいてのみ商業独占の形成が説かれており、商業独占形成のいわば内在的な論理が展開されているわけではない。⁽²¹⁾

小論との関わりで言えば、商業独占論として何を論じるのか、その対象と範囲が異なっているのである。例えば、日本の独占資本主義の分析において、銀行資本を核とした六大企業集団を中心にして、日本の経済的支配をめぐる問題を分析することと、自動車や家電製品、あるいは鉄鋼といったある特定の産業における独占体制を分析することとは、もちろん相互に不可分な関係ではあるものの、別個にとりあげるべき、またとりあげうる問題であ

(20) Hilferding R, *Das Finanzkapital*. 1910.

(21) この点に関して、鈴木氏は次のように指摘されている。「ヒルファディングは産業独占の形成との関連で商業独占の形成を論じているが、そして、そのこと自体はまったく正しいのであるが、しかし、そこでの彼の論理展開は、産業独占の形成からいわば無媒介的に商業独占の形成を推論するものとなっている。」「結局、ヒルファディングにおいては、商業独占の形成を客観的に必然的ならしめる基礎過程、つまり、利潤動機にもとづく競争の結果としての商業資本の集積・集中をつうじての商業独占化の論理がまったく欠落しているため、産業独占の形成からただちに商業独占化をみちびきだすということになったのである。」鈴木武「商業独占」(糸園辰雄・加藤義忠・小谷正守・鈴木武共著『現代商業の理論と政策』同文館、1979年に所収)、119ページ。

る。同様に、金融資本論として商業独占を論じると、小売寡占体制を明らかにするために商業独占を論じるのは別個の問題である。小論の目的が後者にあることはすでに明らかであろう。